

令和 8 年

第 1 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 12 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和8年第1回教育委員会臨時会

1 開催日時 令和8年3月12日(木) 午後5時00分 開会
午後5時48分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

3 出席者 教育長 志 田 晴 美
委員 内 田 和 子 (教育長職務代理者)
委員 丸 山 陽 子
委員 三 浦 綾 佳
委員 上 畠 佳 子

4 欠席者 なし

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三 宅 修
総合教育研究所長	田 村 悟
参事(県費負担教職員担当)	鴨志田 泰
参事(教育研究課題担当)	熊 田 泰 瑞
技監兼学校施設課長	和 田 英 嗣
参事兼生涯学習課長	林 栄 一
参事兼歴史文化財課長	小 川 邦 明
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生
学校保健給食課長	相 沢 秀 幸
中央図書館長	堀野辺 直
教育研究課長	安 田 理 恵
こども部 幼児保育課長	松 本 崇

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 議 案

議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程【公開】

議案第9号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則【公開】

議案第10号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則【公開】

議案第11号 水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則【公開】

議案第12号 水戸市立小学校、中学校及び義務教育学校長の異動の内申について【非公開】

(2) 協 議

① 令和8年度水戸市教育行政方針(案)について【非公開】

8 会議の概要

午後5時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和8年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第12号及び協議(1)につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第12号につきましては人事案件でございますので、日程を変更し、本日の最後に審議いたしますとともに、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

「議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」についてでございますが、こちらは、「議案第9号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第11号 水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則」と関連がございますので、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、湯澤教育企画課長、説明願います。

○湯澤教育企画課長 それでは、議案第8号、第9号及び第11号について、御説明いたします。

初めに、右上に「議案第8、9、11号参考資料」と記載されている別紙資料により、議案に関連する令和8年度の総合教育研究所内の組織について、御説明いたします。

総合教育研究所教育研究課につきましては、表中の「改正」の欄にあるように、いじめ対策及び不登校支援に係る体制の強化を図るため、「学校教育指導係」を廃止し、新たに、いじめ対策及び不登校支援に特化した「いじめ・不登校支援室」及び「支援係」を設置いたします。

また、事務分掌の見直し等に伴い、「研究研修係」を「教育研究係」に、「支援相談係」を「特別支援教育係」に名称を変更いたします。

それでは、議案の内容について説明いたします。資料の1ページをお開き願います。

議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきましては、教育長の権限に属する事務の決裁について、決裁責任の所在を明らかにし、行政の能率的な運営を図るものでございますが、令和8年度にいじめ・不登校支援室及びいじめ・不登校支援室長を設置するため、規定の一部を変更するものでございます。

内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表により御説明いたします。

第2条(11)につきましては、「室長」に「及びいじめ・不登校支援室長」を加え、別表第1の注釈につきましても、「及びいじめ・不登校支援室」を加えるものでございます。

第3条第4項の網掛け箇所につきましては、今回の組織改正とは別に文言を整理するものでございます。

ページを返していただき、4ページ及び5ページにつきましては、今回の組織改正に併せて、総合教育研究所の事務における専決者の見直しを行ったものでございます。

次に、議案第9号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につきま

て、御説明いたします。7ページをお開き願います。

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則につきましては、市教育委員会事務局等の職員の職名について定めるものでございますが、いじめ・不登校支援室の設置に伴い、いじめや不登校の事案には家庭の問題も含まれることが多いことから、関係機関と連携しながら福祉的な側面からも支援ができるよう、新たに設置いたしますいじめ・不登校支援室に、指導主事とともに、社会福祉士を配置いたします。

8ページの新旧対照表を御覧ください。市教育委員会における事務職員の補職名に「社会福祉士」を加えるとともに、指導主事の補職名に「室長」を加えるものでございます。

次に、議案第11号 水戸市総合教育研究所施行規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。11ページをお開き願います。

総合教育研究所の組織改正に伴い、関係規定の整備をするものでございます。13ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条に課、室及び係の設置について規定いたします。第3条の「事務分掌」については、学校教育指導係を廃止し、いじめ・不登校支援室を設置することに伴い、現行の学校教育指導係の事務分掌である「(1) 教育課程、学習指導その他教育活動に係る指導に関すること。」、「(2) 英会話教育に関すること。」、「(3) 教科書の採択に関すること。」は、現行の研究研修係から名称を変更する教育研究係の事務分掌とし、14ページに記載されております現行の支援相談係の事務分掌のうち、「(1) 教育相談に関すること。」、「(2) 教育支援センターに関すること。」、「(4) 青少年相談に関すること。」につきましては、いじめ・不登校支援室支援係の事務分掌とし、いじめ・不登校支援室支援係の事務分掌は、「1 いじめ及び不登校に係る対策及び支援に関すること。」、「2 生徒指導に係る指導に関すること。」、「3 教育相談に関すること。」、「4 水戸市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。」、「5 水戸市いじめ問題調査委員会に関すること。」、「6 教育支援センターに関すること。」、「7 青少年相談に関すること。」とするものでございます。

第4条は、室長の配置及び職務について規定しております。

付則につきましては、それぞれの規則及び規程は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第8号、議案第9号及び議案第11号について採決いたします。

議案第8号、議案第9号及び議案第11号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第8号、議案第9号及び議案第11号は可決しました。

次に、議案第10号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、説明願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 資料の9ページを御覧願います。

議案第10号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本規則の改正理由につきましては、国が定める幼稚園設置基準が改正され、学級編成の基準が、原則35人以下から原則30人以下に引き下げられることに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

10ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項及び第3項中の「35人」を「30人」に改めるものでございます。

適用となる施設につきましては、幼稚園3園でございます。なお、学級数の増加はございません。また、今回の改正を幼稚園型認定こども園3園にも準用いたします。こちらも、学級数の増加はございません。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 幼稚園の学級編成の基準が、原則35人以下から原則30人以下に引き下げられるというのですが、小学校及び中学校の学級編成の基準は現在どのようになっているのでしょうか。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの丸山委員の御質問につきまして、小学校の学級編成の基準は、本年度から全ての学年において35人以下となっているところでございます。

中学校の学級編成の基準は、段階的に35人以下となる見込みになっておりまして、現在は40人以下となっております。以上でございます。

○志田教育長 令和8年度の中学校1年生の学級編成の基準については35人以下となっております。今後、中学校3年生までの学級編成の基準が35人以下となることが決まっていますよね。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 そうですね、学級編成の基準を変更する学年を1年度ごとに上げていくということで国の予算が措置されております。

○志田教育長 中学校の学級編成の基準につきましては、1年生が令和8年度、2年生が令和9年度、3年生が令和10年度に35人以下となるため、令和10年度で小中学校全ての学年が35人以下という基準になります。

幼稚園につきましても、この影響で30人となったのでしょうか。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 今回の幼稚園の学級編成の基準の引き下げにつきましては、国からは特別な配慮を要する幼児が増加傾向にあり、行き届いた教育を推進するために環境整備が必要であるとされているため、学校との繋がりについては特にありません。

なお、参考としてですが、保育所の学級編成の基準につきましては、4歳児学級及び5歳児学級が30人以下から25人以下となっております。また、3歳児学級については、20人以下から15人以下となっております。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第10号は可決しました。

次に、協議を行います。

【協議(1) 令和8年度水戸市教育行政方針(案)について：非公開】

【議案第12号 水戸市立小学校、中学校及び義務教育学校長の異動の内申について：非公開】

○志田教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 教育委員会会議等の今後の予定につきまして、お配りしております教育委員会会議等予定を御覧ください。

令和7年度第2回総合教育会議について、3月19日の「午後4時30分から」、令和8年第2回教育委員会臨時会について、同日の「午後5時30分から」に変更となっておりますので、御確認ください。

併せて、総合教育会議について、御説明させていただきます。

「教育委員会制度、こう変わる」というタイトルの別紙資料を御覧ください。

この資料は文部科学省が作成した資料になりまして、資料右側の「総合教育会議」に関する箇所を御覧ください。この図にありますように、市長と教育委員会の権限について、教育委員会は、「公立学校の設置・管理・廃止」、「教職員の人事」、「教育課程、生徒指導」、「教科書、その他の教材の取り扱い」、「施設設備、整備」、「社会教育」、「スポーツ、文化、文化財」の権限を持っており、市長は「予算の編成・執行」や「条例案の提出」の権限を持っております。

そこで、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを可能とするために、総合教育会議を開催するものでございます。

今回の総合教育会議の議題は、「水戸市教職員の働き方改革基本方針について」でございます。

この議題とする理由につきましては、右上に「教育委員会の皆様へ」と記載されている別紙資料を御覧ください。

この資料も文部科学省が作成した資料となりまして、「業務量の管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行」と記載がありますが、本市では「教職員の働き方改革基本方針」を改定し、策定しました。

その2段下に記載がありますように、「計画」の総合教育会議への報告、「首長部局との連携」が必要でございますので、令和7年度第2回総合教育会議で報告し、その実現に向け、市が一体となって計画を推進しようとするものでございます。

次に、右上に「首長部局の皆様へ」と記載されている別紙資料を御覧ください。

「1 教師を取り巻く環境」、「2 文部科学省・教育委員会・学校の取組」の次に、「3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと」が記載されております。

「自治会や地元企業・団体等への協力要請」については、市長部局に自治会を担当している部署やそれぞれの課に関連する企業や団体がございます。

また、「学校用務員や支援スタッフの予算化の推進」、「学校プールをはじめとする、学校関係施設の管理の外部化のための条件整備」につきましては、ともに予算が必要となりますのが、予算の編成・執行は、市長の権限でございます。

今回の総合教育会議では、教職員の働き方改革を、教育委員会単独ではなく、市長部局と連携して、市全体で推進するような、そのような話し合いが出来ればと考えております。

以上でございます。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後 5 時 48 分 閉会

9 議決事項

議案第 8 号について原案可決

議案第 9 号について原案可決

議案第 10 号について原案可決

議案第 11 号について原案可決

議案第 12 号について原案可決